

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

令和7年8月 29 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの      2件

厚生年金保険関係      2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401187 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500050 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和 4 年 7 月 1 日から令和 2 年 12 月 1 日に訂正し、同年 12 月の標準報酬月額を 8 万 8,000 円、令和 3 年 1 月から同年 4 月までの標準報酬月額を 13 万 4,000 円、同年 5 月及び同年 6 月の標準報酬月額を 8 万 8,000 円、同年 7 月及び同年 8 月の標準報酬月額を 13 万 4,000 円、同年 9 月から令和 4 年 3 月までの標準報酬月額を 22 万円、同年 4 月の標準報酬月額を 20 万円、同年 5 月及び同年 6 月の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

令和 2 年 12 月 1 日から令和 4 年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和 2 年 12 月 1 日から令和 4 年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 2 年 12 月 1 日から令和 4 年 7 月 1 日まで

A 社には、日給制の警備員として勤務しており、令和 2 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したが、後日、同社の誤った届出により、被保険者資格期間を資格取得日まで遡って取り消されてしまった。A 社は、再度、令和 2 年 12 月 1 日を資格取得日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に提出したが、請求期間が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。調査の上、請求期間を年金額に反映する記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された雇用契約書兼就業条件明示書及び勤務・賃金明細書並びに同社の事業主の回答により、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は標

準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、勤務・賃金明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額から、令和2年12月は8万8,000円、令和3年1月から同年4月までは13万4,000円、同年5月及び同年6月は8万8,000円、同年7月及び同年8月は13万4,000円、同年9月から令和4年3月までは22万円、同年4月は20万円、同年5月及び同年6月は22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が、請求者の厚生年金保険被保険者資格を令和2年12月1日（資格取得年月日）まで遡って取り消す届出を年金事務所に対し提出（令和5年9月26日受付）したことで納付した厚生年金保険料については、その後に納付されるべき請求対象事業所に係る厚生年金保険料に充当（厚生年金保険料を還付する場合を含む。）された後、さらに、事業主が再度、請求者の資格取得年月日を令和2年12月1日とする届出を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年8月2日受付）したことにより、請求期間については、保険給付の計算の基礎とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となったことで、事業主は、当該期間の厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2500143 号

厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（厚）第 2500049 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における令和 3 年 12 月 28 日の標準賞与額を 100 万円に訂正することが必要である。

令和 3 年 12 月 28 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和 3 年 12 月 28 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 ； 男

基礎年金番号 ；

生 年 月 日 ； 昭和 36 年生

住 所 ；

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 令和 3 年 12 月 28 日

A 社から請求期間に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された賞与集計表により、請求者は、請求期間に同社から 100 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額 100 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に對し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 7 年 3 月 13 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。